

富良野市競争入札（郵送方式）実施要領

（令和2年4月15日）

（目的）

第1条 この要領は、富良野市が発注する建設工事の請負契約、測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）を郵送方式による競争入札（以下「郵便入札」という。）の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事等）

第2条 郵便入札の実施の対象となる建設工事等は予定価格が100万円以上の建設工事の請負契約並びに予定価格が50万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約のうち、次に掲げる建設工事等を除いた建設工事等から実施することが出来るものとする。

- （1）緊急の必要により郵便入札に付することができない建設工事等
- （2）郵便入札に付することが不相当と認められる建設工事等
- （3）前号のほか、市長が特に認めた建設工事等

（入札の通知）

第3条 郵便入札を行うときは、別紙1の入札通知文により通知するものとする。

（設計図書等の閲覧）

第4条 対象工事等に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、第3条に規定する通知の日から入札日の4日前の日（その日が富良野市の休日を定める条例（平成2年富良野市条例第16号）第1条第1項各号に定める日（以下「休日」という。）に当たるときは、直前の休日でない日。以下同じ。）まで閲覧に供する。

- 2 郵便入札に指名された者は、設計図書等の内容について質問することができる。質問に対する回答は前号の日まで閲覧に供するものとする。
- 3 前各号の規定については、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

（現場説明会）

第5条 市長は現場説明会を行わないものとする。

（入札方法）

第6条 郵便入札の入札方法は、郵送による入札とし、持参又は電送によるものは認めないものとする。

- 2 予定価格の事前公表を行う郵便入札の入札回数は、1回とする。
- 3 予定価格を入札執行後に公表する郵便入札の入札回数は2回までとし、都度郵送により入札を行うものとする。
- 4 郵便入札により委任状は不要とします。

（入札書等の郵送方法等）

第7条 郵便入札に指名された者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び積算内訳書（以下「入札書類」という。）を入札日の前日（その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日。）までに、あらかじめ指定する場所に到達するよう郵送しなければならない。

- 2 前項の規定による郵送は、一般書留郵便又は簡易書留郵便及びレターパックプラスのいずれかの方法により郵送しなければならない。
- 3 郵送に用いる封筒の表面には、「入札書在中」「入札番号」「建設工事等の名称」「入札参加者名」を記載するものとする。
- 4 同一の日に執行する複数件の入札書類を1枚の封筒に入れることを可とする。入札書は件別に「中封筒」に入れ、「入札番号」「建設工事等の名称」「入札参加者名」を記載のうえ、2か所以上「封印」し「外封筒」に入れ書留で郵送願います。
- 5 積算内訳書については、種目別内訳書までの記載で可とする。
(入札の無効)

第8条 建設工事競争入札心得に違反した者の入札は無効とする。

- 2 前条各号の規定に反する入札は無効とする。
(開札の立会及び傍聴)

第9条 市長は、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

- 2 入札参加者、その他開札の傍聴を希望する者は、開札を傍聴することができる。
(開札)

第10条 開札は、あらかじめ通知した開札日時に行うものとする。

- 2 開札の結果、最低の価格となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定するものとし、前条に規定する者のいずれかがくじを引き、落札者を決定する。
- 3 落札者の決定にあたっては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務取扱要領を適用するものとし、その旨を入札通知文において明らかにするものとする。
(落札者の決定及び通知)

第11条 市長は、最低価格入札者（低入札価格調査制度又は最低制限価格制度により失格となったものを除く。）を落札者とする。

- 2 市長は、落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に結果を通知するものとする。
- 3 落札者が第9条第2項の規定により傍聴を行っている場合は、落札宣言をもって通知に代えるものとする。
(入札結果の公表)

第12条 郵便入札の結果については、入札後にその入札結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表の方法は、建設水道部縦覧所及びホームページにより行うものとする。
- 3 落札者以外の入札者に対する通知は、前号の規定による公表を行うことで通知に代えるものとする。
(標準的日数)

第13条 郵便入札の運用に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条第3項に規定する期間に3日間以上を加えた日数を指名通知日から入札日までの期間とする。ただし、市長が認めたやむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(入札の辞退)

第14条 入札を辞退する場合は、入札日前日までに入札辞退届を提出するか口頭により入札を辞退する旨を申し出るものとする。

- 2 到達期限までに入札書類の提出がないときは、理由の如何を問わず入札を辞退したも

のとみなす。

(入札の延期、中止、取消し)

第 15 条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合及び入札参加者がいないとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は取消しをすることができるものとする。

(委任)

第 16 条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 5 日から施行する。